毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和５年11月24日
金　曜　日

第5162号

目　　次

教育委員会規則
○富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則の一部を改正する規則　1
告　　示
○指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意　2

規　　則

富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和５年11月24日

富山県教育委員会
教育長　荻　布　佳　子

富山県教育委員会規則第９号

富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則の一部を改正する規則

富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則（昭和63年富山県教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「新川地区センター、富山地区センター及び砺波地区センター」を「地区センター」に改め、同条第３号を削る。

第３条第２号中「新川地区センター、富山地区センター及び砺波地区センター」を「地区センター」に改め、同条第３号を削る。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（教・生涯学習・文化財室）

告　　示

富山県告示第422号

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意について

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112条の２第２項の規定による次の届出を審査した結果、同法第 112条第１項の規定による同意があったものと認めたので、同法第 112条の２第３項の規定により公示する。

令和５年11月24日

富山県知事　新　田　八　朗

発起人の氏名及び住所	加 入 区	届出年月日
徳田　聖一郎 下新川郡朝日町東草野 824番地１ 中島　荘一 下新川郡朝日町沼保1208番地７	泊加入区 下新川郡朝日町（泊、東草野、大屋、横尾、沼保、荒川、道下、平柳）の区域	令和５年10月30日

令和５年11月24日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番